

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後における小中学校での教育活動について

令和5年5月8日
草津市教育委員会

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されるに伴い、学校保健安全法施行規則の一部が改正されました。5月8日以降における草津市立小中学校での教育活動については下記のとおりとします。

1. 感染状況が落ち着いている平時について

【基本的な感染症対策】

- ・流水と石けんでの手洗いの励行や教室等の換気の確保に引き続き取り組み、感染症対策を行います。
- ・児童生徒に対して、マスクの着用を求めません。マスクの着脱は、個人の意思を尊重します。

【児童生徒の健康状態の把握】

- ・家庭からの連絡および学校での健康観察を通じて、児童生徒の健康状態の把握に努めます。なお、体温のチェックは不要とします。
- ・児童生徒に普段と異なる症状（発熱等）がある場合には、無理をせずに自宅で休養するようにしてください。

【児童生徒の感染が判明した場合について】

- ・学校への連絡をお願いします。なお、週休日に判明した場合、メールでの連絡は不要です。児童生徒の登校日に学校へ連絡をお願いします。
- ・出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで」とします。ただし、新型コロナウイルス感染症に感染したことが確認された児童生徒等については、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

【学級閉鎖等の基準について】

- ・学級に新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ様疾患等の体調不良者が複数名確認された場合、学級閉鎖等を行うことがあります。

2. 地域や学校において感染が流行している場合について

- ・県内および市内の感染状況に応じ、必要に応じて「身体的距離の確保」等の感染症対策を一時的に行うことがあります。